

# 桂川・支川対策特別委員会

日 時 平成29年12月19日（火）午後2時～  
場 所 第3委員会室

---

## 1 開 議

## 2 案 件

○桂川上流圏域河川整備計画（原案）について

## 3 その他

## 淀川水系桂川上流圏域河川整備計画の原案に係る府民意見の募集について

報道発表日:平成29年12月15日

建設交通部河川課

075-414-5287

京都府では、府の管理河川について、今後概ね30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」の策定を進めています。

この度、学識経験者等で構成される検討委員会の意見をいただき、河川整備計画の原案を取りまとめました。つきましては、この河川整備計画(原案)について、府民の皆様の御意見を募集します。

### 概要

#### 対象の計画

- 淀川水系桂川上流圏域河川整備計画(原案)

#### 募集期間

- 平成29年12月19日(火曜日)から平成30年1月9日(火曜日)(必着)まで

#### お知らせの方法

#### インターネット

- 以下のホームページから御覧いただけます。

<http://www.pref.kyoto.jp/kasen/index.html>

#### 印刷物

- 閲覧ができる場所  
京都府建設交通部河川課、京都土木事務所、南丹土木事務所  
京都市、亀岡市、南丹市
- 配布物の設置場所  
府民総合案内・相談センター及び各広域振興局の総合案内・相談コーナー等

## 意見書の提出について

- 京都府建設交通部河川課、京都土木事務所、南丹土木事務所に御持参いただくか、京都府建設交通部河川課まで、郵送・FAX・E-mailでお送りください。

## 提出先

- 京都府建設交通部河川課 〒602-8570(住所記載不要)
- FAX及びE-mailは下記お問い合わせ先まで

## お問い合わせ

建設交通部河川課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
電話番号:075-414-5282  
ファックス:075-432-6312  
[kasen@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kasen@pref.kyoto.lg.jp)

Copyright © Kyoto Prefecture. All Rights Reserved.

宇治川圏域河川整備計画(原案)に関する意見および対応方針

番号	頁	行	種別	意見・要望	対応頁	対応方針	備考
<b>第1章 1.1 圏域及び河川の概要</b>							
①	4	21	語句	「明治時代には琵琶湖疏水が建設され」とは、明治時代のいつごろか。	4	「明治時代中期」に修正。	委員会
②	7	表1-2	語句	「有堤部溢水」、「無堤部浸水」の違い。	7	注釈を追記。	委員会
③	12	11	語句	地下水かん養の「涵」は常用漢字になった。	12	修正。	庁内関係部局
④	13	3	意見	宇治川本川の水質環境基準については、山科川合流点より上流がA類型(宇治川(1))に、山科川合流点から三川合流点までがB類型(宇治川(2))に指定されている。また、宇治橋は環境基準点ではないが、宇治川(1)の水域にある。	13	水質環境基準が指定されている区間と、その基準点の関係を明確にした記述に修正。	庁内関係部局
⑤	13	5	意見	田原川の水質環境基準は全域A類型に指定されている。	13		庁内関係部局
⑥	13	11	意見	下線部を追記。 「下水道は、…普及率の向上が目覚ましい。今後とも、下水道等の整備や、水質向上に向けた取り組みを進めるとともに、関係機関や住民と連携協働し、良好な水質環境の維持・改善に努める必要がある。」	13	修正。	庁内関係部局
⑦	14	2	意見	環境省作成のレッドデータ分類を基準に表記しているが、地域固有の自然環境・生態系の一部としての野生生物であるので、府のレッドデータを基準に表記し、国の分類と比較する方が理解しやすいのではないか。	14	希少種の説明に、府のレッドデータの分類を併記。	庁内関係部局
⑧	14	図1-12	図表	配慮すべき野生生物の分布の凡例がわかりにくい。	14	両生類、淡水魚類、昆虫、植物に分類した分布図とし、府管理河川に直接的に関連しない種及び生息域が限定される恐れがある種については表記しない方針で修正。	庁内関係部局
⑨	16	1	語句	「堂の川」や「木幡池」など名称を統一したい。	16	「堂の川(木幡池)」に統一。	庁内関係部局
⑩	16	8	語句	「重要種」などを、「希少種」に統一されたい。	16	修正。	庁内関係部局
<b>第1章 1.2 河川整備計画の目標に関する事項</b>							
⑪	17	10	語句	「〇〇年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させる」とあるが、「洪水」は、河川から溢れる現象をイメージするので、「出水」、「増水」などと使い分けるべきではないか。	17	注釈を追記。	委員会
⑫	17	12	意見	優先的に整備を実施する河川の抽出過程が分かるように記載すべきではないか。	10	宇治川下流右岸ブロックの課題に、「近年の出水により河川が氾濫し浸水被害が発生している区間では、優先的に河川整備を進め早期被害軽減を図る必要がある」と追記。	委員会
⑬	17	18	意見	「浸水被害の解消・軽減」とあるが、河川改修が完了しても低地では浸水することを認識する必要がある。	17	「浸水被害の解消・軽減」を「浸水被害の軽減」に修正。	委員会
⑭	17	19	意見	山科川、安祥寺川、四ノ宮川の流域は密集市街地で地下空間の利用も進んでいるため、整備目標を示すべき。特に、三川合流地点がネックとなっており早期に改修を実施されたい。また、藤尾川は滋賀県の流域を受け持っているため、流出量の抑制について協議されたい。	17	山科川、安祥寺川、四ノ宮川、藤尾川は、近年の出水で外水氾濫による浸水被害が発生していないため、重点整備を行う河川の整備が一定進捗した段階で改修の実施時期について検討することとしている。	関係自治体
⑮	17	25	意見	下線部を追記。 「下水道管理者等の関係者と連携協議し、下水道事業や貯留・浸透施設の普及拡大など流域全体での総合的な治水対策について検討を進める。」	17	下記のとおり修正。 「下水道事業や貯留・浸透施設の普及拡大など流域全体での総合的な治水対策について、下水道事業者など関係機関とも連携し検討を進める。」	庁内関係部局
⑯	18	1	意見	下線部を修正。 「特に、古川など都市河川の流域では、…」	18	下記のとおり修正。 「また、特に古川など都市河川の流域では、…」	庁内関係部局

宇治川圏域河川整備計画(原案)に関する意見および対応方針

案内頁	行	種別	意見・要望	対応頁	対応方針	備考	
<b>第2章 河川の整備の実施に関する事項</b>							
17	28	5	語句	「捷水路」は専門用語のため、ふりがな(しょうすいろ)を付けるとともに、注釈の追加が望ましい。	28	ふりがなと注釈を追加。	庁内関係部局
18	33	6	意見	主語として「戦川は」を追記し、新田川との区別を図ってはどうか。	33	修正。	庁内関係部局
19	33	図 2-21	意見	やむなくコンクリート河床張りとする河川でも、滞筋をつくって水深を確保し、隠れ家の水溜まりをつくるなど魚類が生息できる環境に配慮されたい。	33	「新田川は、河床勾配が急なことから河床をコンクリート張りとする必要があるため、滞筋を設け平常時の水深を確保するなど、可能な限り生物の生息環境の保全に配慮する。」に修正。	委員会
20	35	7	意見	河川の日常的な変化は住民にこそ分かるということもある。河川管理者による巡視だけでなく、住民連携・協働の仕組みが理想と思われる。	38	維持管理や安全利用における地域住民との連携は重要なことと考えている。山城うるおいパートナーシップ制度もその一つであり、そういった取り組みを広げていきたい。	委員会
<b>第3章 その他河川の整備を総合的に行うための必要な事項</b>							
21	37	10	意見	宇治川本川の堤防が決壊した場合、旧巨椋池などの低地における被害は甚大である。宇治川は国の管理であるが、避難に係る情報提供は自治体の責務であり、全体をコーディネートする京都府の立場として本整備計画にも触れる必要はないか。	37	「国が管理する宇治川や木津川などの水位上昇に影響を受ける河川においては、国や関係市町とも連携を図り、防災情報の共有と円滑な避難誘導の支援にあたる。」と追記。	委員会
22	37	10	意見	宇治川の水位が上昇したときに強制排水するポンプの操作ルール含め、低平地の水害リスクを住民が認識しておく必要があるため、ソフト面で整備計画に記載すべきではないか。	37		委員会
<b>■ 府民意見</b>							
23	18	8	意見	「宇治川圏域の市街地を貫流する地区において、貴重なオープンスペースやうるおい空間としての水辺利用や、豊かな自然環境を活かした水辺利用など、適正な水辺利用が図られるように努める。さらに、良好な水質、水量、多様な生物の生息・生育環境の保全など流水の正常な機能が維持されるよう努める。」とありますが、この目標を是非とも具体的に押し進めて頂きたい。 宇治川下流左岸ブロックを流れる古川・名木川・井川の流域には小学校や中学校があり、総合学習や環境教育を進めていく上で、これら河川の果たす役割は大きい。そこで、整備内容として河川に接近できる場所を具体的に整備すること、そして、そのためには魚も含め多様な生物の生息する川づくりをお願いしたい。 ところが、これらの河川は水質が悪く、現状では川に入る取り組みに大きな困難がある。現状と課題で、水質の改善がみられないという問題が明確に記載されているにもかかわらず、何ら具体的な水質改善の施策が書かれていない。全国的な水質改善の取り組みなどからも学びつつ、是非とも古川・名木川・井川について具体的に水質改善の整備目標と整備計画を策定して取り組みを進めて頂きたい。そして同時に、教育にも活用できるような親水水域づくりや子供たちが遊べる水辺の創出をお願いしたい。 河川整備計画においては、各河川についてそこまで具体化するものではないのかもしれないが、それならば、今後の河川整備の進展の中で検討し、具体化を図って頂くようお願いしたい。	18	良好な水質、水量と多様な生物の生息・生育環境の保全、適正な水辺の利活用など、河川整備計画の目標の実現に向けては、河川整備や維持管理の実施の段階において、関係機関(環境部局、市町、市民団体等)や地域住民とも連携を図りつつ、具体的な方法についてさらに検討を進めていくこととします。なお、都市河川における水辺利用には予期せぬ水位上昇など危険を伴うことが予想されるため、地域での安全確保の取り組みや啓発が不可欠と考えています。	府民意見
24	18	16	意見	宇治川のブラックバスについても、琵琶湖のような回収箱を設置してリリースしないようにできないのか。 河道の縦断方向の連続性の確保を行う場合には、外来種の侵入や生息域の拡大を誘発する恐れがあるため、その効果や影響を点検して効果や影響について学識者の助言を得て対応に努める。というのは賛同できる。 河川整備のとき、多数の魚の死体が浮くことがある。最近めっきり少なくなった魚が浮いていることもあるので、河川整備のときは気を付けてもらいたい。	18	特定外来生物への対応については、情報提供など関係機関(環境部局、市町村、市民団体等)との連携に努めます。 また、河川整備に際しては、掘削等に伴う濁水や土砂が直接河川へ流入しないよう施工方法を工夫するなど、生物の生息環境への影響を最小限に抑えるよう努めます。	府民意見

宇治川圏域河川整備計画(原案)に関する意見および対応方針

番号	頁	行	種別	意見・要望	対応頁	対応方針	備考
<b>■ 表記全般</b>							
⑲	-	-	語句	「および」を「及び」に修正。	-	修正。	庁内関係部局
⑳	-	-	図表	図表番号と、本文中の参照番号が不整合。	-	修正。	委員会
㉑	-	-	語句	関連する表・図を表示する場合、区点(。)の位置は表示の後ろである。	-	修正。	委員会
<b>■ その他、河川整備に際しての要望等</b>							
㉒	17	12	要望	京都及び宇治都市計画区域マスタープラン(平成19年11月)において、「…総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。」と規定しているが、概ね10年以内に実施予定としている主要事業には東高瀬川と新田川は位置付けされていないため、次回の区域マスタープラン改定時には本課との調整をお願いします。	-	次回マスタープラン改定時に調整。	庁内関係部局
㉓	18	21	要望	現在、京都府景観条例に基づく「京都府公共事業景観形成指針」を策定中であり、今後、本指針の規定について配慮されたい。	-	事業実施に際し、「京都府公共事業景観形成指針」をはじめ、関係する景観計画等に配慮する。	庁内関係部局
㉔	19	8	要望	古川上流部の市街地区間の整備方法について、具体の箇所としてどのような整備を実施するのか記述されたい。	-	今後、詳細な調査・設計を行い、具体的な整備内容について関係機関と調整を図ることとしている。	関係自治体
㉕	19	8	要望	次の事項について整備計画に位置付けをお願いしたい。 ・最下流に位置する国土交通省久御山排水機場について、計画に基づく排水量を確保するためポンプを増設すること。 ・久御山排水機場は現在ポンプが3台設置されているが、最も新しいポンプでも設置から20年が経過していることから、故障時等非常時において、隣接して設置されている巨椋池排水機場との連携により排水量を確保すること。	-	久御山排水機場を所管する国土交通省が策定した河川整備計画に位置付ける内容であり、増設の実施時期等については、今後、国とも調整を図りたい。	関係自治体
㉖	19	8	要望	古川の上流域では開発が現在も進み、河川への負荷(流入量の増加、流入時間が早くなる)が増大しており、流域下流ではその影響が最も大きく出てくる状況にあります。計画原案では「重点的かつ優先的に整備を実施する河川」に指定され、「確保した河川用地を最大限活用し、河道拡幅と河床掘削により、河川の断面を広げ、流下能力の向上を図る。」とありますので、計画に基づき早期の改修をお願いいたします。	-	河川整備の目標を達成するため、事業費の確保等、促進を図る。	関係自治体
㉗	19	9	要望	近年のゲリラ豪雨の発生状況に鑑み、特に沿川、流域での浸水被害が多発しているため、一級河川井川、名木川について、本計画の優先順位を高めるなど早期改修を要望する。	-	事業実施においては、上下流バランス等に配慮しつつ、浸水被害の軽減を最優先に進めていきたい。	関係自治体
㉘	37	10	要望	宇治川圏域の河川について、防災上必要な河川水位観測所の配備及び河川監視カメラの設置が進んでいるが、宇治川圏域河川のうち、東高瀬川に関しては水位観測所及び監視カメラが設置されていないため、防災業務上必要な水位観測所及び監視カメラの設置を要望する。	-	河川情報施設の整備については、地域防災(水防)計画に基づく防災業務上の必要性や運用について個別に協議されたい。	関係自治体
㉙			要望	重点整備を行う11河川における河道整備と河道拡幅等の実施について、検討に当たっては、既存の農業水利に影響が生じないよう配慮されたい。	-	事業実施にあたり水利施設が支障となる場合は、機能補償について管理者と調整を図る。	庁内関係部局

## 桂川整備・亀岡整備促進について

1. まずは冒頭に、今後はもっと真剣に市民・府民の命と向き合う河川整備促進を目に見えた形に実行されたい。
2. 嵐山の左岸パラペットの最終工期内（31年度）完成の厳守（地方整備局所管）。完成次年度から直ちに、かすみ堤かさ上げ1mを下流から順次着工厳守されたい。
3. かすみ堤9か所かさ上げ1mで、すべてにその効果があるかの調査をして、直ちにその対策を講じること。
4. 本川の既存堤防に、極めて危険な弱堤があることが、最近発覚した（大井町から千代川の右岸側、河原林町勝林島周辺）、これらの問題解決には、先行して調査し、早急な対策を講じなければ ならない。
5. 直接的洪水被害を防ぐ、河川内、支川内の堆積土砂撤去は、明日をも待てない喫緊の課題である。予算がないからと言って責任逃れは絶対に許されない。この認識が市・府・国において共有し、府民の命を守るのは京都府の責務、国民の生命財産を守るのは国の責務であることを認識させ、河川整備予算は国の責任として、

最大の必要額の増額要請を行うべし。

6. 我々は国への要望を毎年行ってきた。京都府は国への要望に対して桂川整備予算として、項目を別枠に挙げて要望されたい。国はよく桂川整備を認識されている。
7. 治水事業において、命より大事な景観なるものがあるものか。嵐山の景観に配慮という言葉、命より観光が大事という類のもの、そんな耳障りのよい言葉に決して惑わされることなく、私たち上流に住む市民・府民の命を守れ。それが行政の責務である。
8. 平成31年度のパラペット設置完成に合わせて、亀岡市の河川整備の計画日程を定め、その実施に向け、京都府と調整し、我々亀岡市民の意向を反映させる事業計画を組み立てるべし。
9. いつまで下流の水害を防ぐために、我々は犠牲になっていなければならないのか、亀岡の水害の歴史を十二分に調査・検討して、確たる行動を起こされたい。
10. いつまでも下流の水害を防ぐために、遊水地、遊水機能という聞こえのよい言葉で発言するな。亀岡に



においてすべて我々府民の資産である。亀岡は、伊賀上野のように、補償をもらって遊水地呼ばわりされているのと訳が違う。

10. 過去の災害の歴史の中で、都を守るために、上流にある亀岡の地で、我々の資産である地域を強制的に犠牲にさせるために造った人工的な工作物、これがかすみ堤である。今の時代において、被差別的な工作物であり、非人道的な工作物であると、我々は、認識しており、断じて許されるべきものではない。

以上

行政におかれては、上流の今日までの整備促進、悲痛な思い、上流の切羽詰まった状況を、下流に対して配慮させる前に、行政自らが認識され、下流に対して戒めよ。

行政に置かれては、以上のことを亀岡の意思として、今後の整備計画に反映させることを確約されたい。